

平成30年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

1. 平成30年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率)(※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成29年度 実績見込み	3,500	21,000	138,000	162,500	18,200	8,500	189,200	26,700,000 (53%)
平成30年度 見通し	3,700	21,700	159,600	185,000	19,300	8,800	213,100	28,500,000 (57%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、地方公共団体、(公社)全国産業廃棄物連合会(平成30年4月1日付、全国産業循環資源連合会。以下同じ。)及び各都道府県産業廃棄物協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化に適切に対応するとともに、マニフェスト利用件数の多い排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 関係業界団体等と連携し、フランチャイズチェーン店等の少量排出事業者への普及促進を図るとともに、フランチャイズ本部等への加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等の行政機関に対しては、環境省と連携し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用と環境配慮契約法の推進を要請し、電子マニフェストの加入の促進を図る。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会(導入実務研修会、操作体験セミナー)を開催する。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図るとともに、操作説明会の開催など加入者サポートの充実を図る。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 平成29年度に開発した電子マニフェストシステムの複数ブラウザ対応機能の運用を開始する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定的な稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新(平成33年1月予定)に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再編を含む再構築の検討を進める。

4. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、産業廃棄物処理状況、資源循環の「見える化」等幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組む。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	132 回	14,150 名
2) 更新講習会	176 回	21,100 名
3) 特管責任者講習会	124 回	16,750 名
4) PCB講習会	7 回	850 名
計	439 回	52,850 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修士試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネット申込みの普及拡大

引き続き、インターネットによる受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図る。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を実施する。なお、一部については、関係団体等の協力を得て、建設業に特化した研修会として開催する。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を引き続き実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会	12 回	600 名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2 回	100 名
計	14 回	700 名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、自治体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策の検討のための調査を実施する。
- (2) 資料の収集、関係会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるとともに、アジア諸国の有害廃棄物等の管理に関する情報収集等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるための「JWセミナー」及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。なお、名称を「日廃振センター情報」から「JWセンター情報」に改める。

(1) 発行回数 年4回(季刊)

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1) 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(平成30年版)

(2) 建設廃棄物適正処理マニュアル(平成23年8月初版)

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者(電子マニフェスト加入者や講習会等受講者を含む。)に対する情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係3団体の共催による全国大会を開催する。

(1) 名称 第17回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 開催日 平成30年11月16日(金)

(3) 場所 石川県金沢市

(4) 主催 (公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出せん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成30年度出せん要請に基づき、出せんする。

出せん額は、環境大臣の出せん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会システムをはじめとするJWセンターの業務・情報システム及びホームページの再構築の検討を進める。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO27001の認証の取得を目指す。

VIII その他

1. 組織の改編

(1) 組織改編

電子マニフェスト電子化率 50%到達、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者への電子マニフェストの使用の義務化の導入等、現下の状況を踏まえ、電子マニフェストの更なる普及、安定性・信頼性の向上や利用者サービスの充実を図るとともに、循環型社会や低炭素社会の実現に有効なビッグデータとしてのマニフェスト情報の利活用の推進を図るため、JWセンターの組織の改編を行う。

情報処理センター → 電子マニフェストセンター
 業務推進部 → 情報サービス部
 システム開発運用部 → 情報システム部

(2) 改編時期 平成 30 年 4 月 1 日

2. 略称「JWセンター」について

事務連絡等の公文書以外の文書、業務用資料や電話の受発信時等において略称を用いるときは、「JWセンター」を使用することとし、広く周知を図る。

人事異動のお知らせ

新職名	氏名	現役職
(平成30年2月28日付) 退職	佐々木 祐紀	情報処理センター業務推進部(臨時職員)
(平成30年3月1日付) 電子マニフェストセンター情報サービス部 電子マニフェストセンター情報サービス部(臨時職員)	中西 淳美 松本 純子	(採用) (採用)
(平成30年3月31日付) 退職 退職 退職 退職	古谷 茂生 須藤 滋 北田 博雄 谷川 昇	情報処理センター業務推進部 サポートセンター室長(嘱託職員) 教育研修部 参与(嘱託職員) 教育研修部 参与(嘱託職員) 調査部 技術参与(契約職員)
(平成30年4月1日付) 電子マニフェストセンター長 総務部長 IT監理室 室長代理 総務部 広報室長(併任) 監査業務室長(併任解除) 調査部 部長代理 電子マニフェストセンター情報サービス部 サポートセンター室長(併任) 教育研修部 参与(嘱託職員) 教育研修部 参与(嘱託職員) 監査業務室長(併任) 電子マニフェストセンター情報サービス部 企画室長 総務部付(環境省 環境再生・資源循環局総務課 環境専門調査員) 電子マニフェストセンター情報システム部 主任 調査部 主任 電子マニフェストセンター情報サービス部 主任 教育研修部 教育研修部	葛西 聡 須賀 弘子 田中 秀治 藤原 博良 野島 洋一 松尾 邦彦 松野 一郎 新井 博司 鶴島 亨 濱田 義久 佐藤 明子 佐々木基了 山本千亜樹 村上 英明 高嶋今日子	(新規採用) 総務部 部長代理 総務部 広報室長 監査業務室長(併任) IT監理室(併任) 調査部 主幹 情報処理センターシステム開発運用部 参与(嘱託職員) (新規採用) (新規採用) 情報処理センター業務推進部 普及対策室長 総務部付 (環境省 環境再生・資源循環局総務課 環境専門調査員) 教育研修部 主任 情報処理センター業務推進部 主任 情報処理センター業務推進部 主任 情報処理センター業務推進部 情報処理センターシステム開発運用部 調査部

理事 石井邦夫氏が、2月4日ご逝去されました(70歳)。謹んで哀悼の意を表します。

JWセミナー

「廃棄物処理法改正に伴う“電子マニフェストシステム”の今後」

廃棄物処理法の改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者が電子マニフェストの使用が義務付けられたことを踏まえ、セミナーを開催いたしました（平成30年2月27日 主婦会館プラザエフ（東京）参加者110名）。

電子マニフェスト制度のこれまでの経緯、義務化に伴って排出事業者や処理業者に新たに求められる事項や今後の電子マニフェストの一層の普及に向けた方向性等を紹介するとともに、産業廃棄物の適正処理に貢献するための紙マニフェストや電子マニフェスト等の産業廃棄物情報の有効活用について講演いただきました。



講演の様子

講演内容

(1) 「電子マニフェスト制度の現状と今後の展望」(質疑含めて75分)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 再生利用審査指導係長 満月 卓 氏

電子マニフェスト制度の経緯、改正廃棄物処理法による電子マニフェスト使用の義務化に至るまでの検討の経緯等の詳細や考え方等、また、電子マニフェストの更なる普及拡大に向けた今後の取り組みの方向性について解説いただきました。

(2) 「産業廃棄物情報の有効活用のあり方」(質疑含めて45分)

国立研究開発法人 国立環境研究所 汚染廃棄物管理研究室長 山田 正人 氏

廃棄物処理法に基づいて排出事業者が義務が課せられている紙マニフェスト交付等状況報告や電子マニフェスト登録等状況報告のマニフェスト情報、多量排出事業者による処理計画の実施状況報告等の情報などの産業廃棄物のビッグデータを、どのように活用すべきかについて解説いただきました。

第20回 JW懇話会

「廃棄物処理法の現状の課題と将来を考える」

第20回 JW 懇話会を、平成30年3月26日に JWセンターの理事・評議員と職員が参加して、JWセンター内で開催しました。

環境問題や廃棄物問題に係る法律をご専門とされている佐藤泉弁護士を講師としてお招きし、「廃棄物処理法の現状の課題と将来を考える」と題するご講演をいただきました。約1時間半のご講演では、廃棄物等の多様化に伴い改正を重ねている廃棄物処理法がかかえる根本的な問題点や、ダイコー事件などの社会問題や現場でのトラブル事例について、法の成り立ち等と関連付けて解説いただきました。

今後の社会情勢の変化を踏まえた廃棄物処理法令の将来について考え、理解を深める機会となりました。



講演の様子

タイ工業省工業局有害廃棄物管理部、 在日タイ大使館公使の方々の訪問

平成30年3月2日、環境省の「タイにおける産業廃棄物の二国間協力に関する調査検討業務」事業の訪日研修の一環として、タイ工業省工業局有害廃棄物管理部技術支援・輸送課長及び在日タイ大使館公使ら6名がJWセンターを訪問しました。

タイは産業廃棄物の不適正処理が問題となっており、このため電子マニフェスト制度を導入し、また、処理業者向けの講習会や育成体制の整備を検討しています。JWセンターは電子マニフェストの仕組みや普及状況、「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」など、日本の取組みを紹介し、熱心な議論を行いました。

JWセンターは、今後ともタイの産業廃棄物問題の解決に協力していきます。



タイの方々(左の6名)との集合写真

新刊図書のご案内

「平成30年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」の出版

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、「平成30年版廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」を平成30年5月上旬(予定)に刊行いたします。

ご購入を希望される方は、JWセンターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp/publish/>)または書店よりお申込みください。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則(三段対照)

※法律、施行令、施行規則の相互の委任関係を三段対照で分かりやすく表示

※法律や政省令の改正の際の条文の準用や読替えについて、改正後の条文に整理して収載

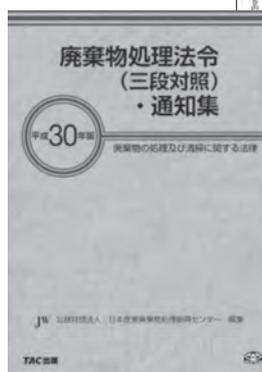
●主要通知集(昭和46年～最新)

※産業廃棄物に係る最新の通知、過去(昭和46年～)の通知を厳選して収載

※放射性物質汚染廃棄物関係の環境省通知のほか、労働安全衛生対策及び電離放射線障害防止規則等に関する厚生労働省通知を収載

- 資料編
 - 廃棄物処理法における罰則一覧
 - 廃棄物関連ホームページ一覧 等

「見出し」を掲載!!
条文を探すのに便利です。



法律	施行令
第1条 法律第111号(昭和46年)の改正	第1条 令第111号(昭和46年)の改正
第2条 法律第112号(昭和46年)の改正	第2条 令第112号(昭和46年)の改正
第3条 法律第113号(昭和46年)の改正	第3条 令第113号(昭和46年)の改正
第4条 法律第114号(昭和46年)の改正	第4条 令第114号(昭和46年)の改正
第5条 法律第115号(昭和46年)の改正	第5条 令第115号(昭和46年)の改正
第6条 法律第116号(昭和46年)の改正	第6条 令第116号(昭和46年)の改正
第7条 法律第117号(昭和46年)の改正	第7条 令第117号(昭和46年)の改正
第8条 法律第118号(昭和46年)の改正	第8条 令第118号(昭和46年)の改正
第9条 法律第119号(昭和46年)の改正	第9条 令第119号(昭和46年)の改正
第10条 法律第120号(昭和46年)の改正	第10条 令第120号(昭和46年)の改正
第11条 法律第121号(昭和46年)の改正	第11条 令第121号(昭和46年)の改正
第12条 法律第122号(昭和46年)の改正	第12条 令第122号(昭和46年)の改正
第13条 法律第123号(昭和46年)の改正	第13条 令第123号(昭和46年)の改正
第14条 法律第124号(昭和46年)の改正	第14条 令第124号(昭和46年)の改正
第15条 法律第125号(昭和46年)の改正	第15条 令第125号(昭和46年)の改正
第16条 法律第126号(昭和46年)の改正	第16条 令第126号(昭和46年)の改正
第17条 法律第127号(昭和46年)の改正	第17条 令第127号(昭和46年)の改正
第18条 法律第128号(昭和46年)の改正	第18条 令第128号(昭和46年)の改正
第19条 法律第129号(昭和46年)の改正	第19条 令第129号(昭和46年)の改正
第20条 法律第130号(昭和46年)の改正	第20条 令第130号(昭和46年)の改正
第21条 法律第131号(昭和46年)の改正	第21条 令第131号(昭和46年)の改正
第22条 法律第132号(昭和46年)の改正	第22条 令第132号(昭和46年)の改正
第23条 法律第133号(昭和46年)の改正	第23条 令第133号(昭和46年)の改正
第24条 法律第134号(昭和46年)の改正	第24条 令第134号(昭和46年)の改正
第25条 法律第135号(昭和46年)の改正	第25条 令第135号(昭和46年)の改正
第26条 法律第136号(昭和46年)の改正	第26条 令第136号(昭和46年)の改正
第27条 法律第137号(昭和46年)の改正	第27条 令第137号(昭和46年)の改正
第28条 法律第138号(昭和46年)の改正	第28条 令第138号(昭和46年)の改正
第29条 法律第139号(昭和46年)の改正	第29条 令第139号(昭和46年)の改正
第30条 法律第140号(昭和46年)の改正	第30条 令第140号(昭和46年)の改正
第31条 法律第141号(昭和46年)の改正	第31条 令第141号(昭和46年)の改正
第32条 法律第142号(昭和46年)の改正	第32条 令第142号(昭和46年)の改正
第33条 法律第143号(昭和46年)の改正	第33条 令第143号(昭和46年)の改正
第34条 法律第144号(昭和46年)の改正	第34条 令第144号(昭和46年)の改正
第35条 法律第145号(昭和46年)の改正	第35条 令第145号(昭和46年)の改正
第36条 法律第146号(昭和46年)の改正	第36条 令第146号(昭和46年)の改正
第37条 法律第147号(昭和46年)の改正	第37条 令第147号(昭和46年)の改正
第38条 法律第148号(昭和46年)の改正	第38条 令第148号(昭和46年)の改正
第39条 法律第149号(昭和46年)の改正	第39条 令第149号(昭和46年)の改正
第40条 法律第150号(昭和46年)の改正	第40条 令第150号(昭和46年)の改正
第41条 法律第151号(昭和46年)の改正	第41条 令第151号(昭和46年)の改正
第42条 法律第152号(昭和46年)の改正	第42条 令第152号(昭和46年)の改正
第43条 法律第153号(昭和46年)の改正	第43条 令第153号(昭和46年)の改正
第44条 法律第154号(昭和46年)の改正	第44条 令第154号(昭和46年)の改正
第45条 法律第155号(昭和46年)の改正	第45条 令第155号(昭和46年)の改正
第46条 法律第156号(昭和46年)の改正	第46条 令第156号(昭和46年)の改正
第47条 法律第157号(昭和46年)の改正	第47条 令第157号(昭和46年)の改正
第48条 法律第158号(昭和46年)の改正	第48条 令第158号(昭和46年)の改正
第49条 法律第159号(昭和46年)の改正	第49条 令第159号(昭和46年)の改正
第50条 法律第160号(昭和46年)の改正	第50条 令第160号(昭和46年)の改正
第51条 法律第161号(昭和46年)の改正	第51条 令第161号(昭和46年)の改正
第52条 法律第162号(昭和46年)の改正	第52条 令第162号(昭和46年)の改正
第53条 法律第163号(昭和46年)の改正	第53条 令第163号(昭和46年)の改正
第54条 法律第164号(昭和46年)の改正	第54条 令第164号(昭和46年)の改正
第55条 法律第165号(昭和46年)の改正	第55条 令第165号(昭和46年)の改正
第56条 法律第166号(昭和46年)の改正	第56条 令第166号(昭和46年)の改正
第57条 法律第167号(昭和46年)の改正	第57条 令第167号(昭和46年)の改正
第58条 法律第168号(昭和46年)の改正	第58条 令第168号(昭和46年)の改正
第59条 法律第169号(昭和46年)の改正	第59条 令第169号(昭和46年)の改正
第60条 法律第170号(昭和46年)の改正	第60条 令第170号(昭和46年)の改正
第61条 法律第171号(昭和46年)の改正	第61条 令第171号(昭和46年)の改正
第62条 法律第172号(昭和46年)の改正	第62条 令第172号(昭和46年)の改正
第63条 法律第173号(昭和46年)の改正	第63条 令第173号(昭和46年)の改正
第64条 法律第174号(昭和46年)の改正	第64条 令第174号(昭和46年)の改正
第65条 法律第175号(昭和46年)の改正	第65条 令第175号(昭和46年)の改正
第66条 法律第176号(昭和46年)の改正	第66条 令第176号(昭和46年)の改正
第67条 法律第177号(昭和46年)の改正	第67条 令第177号(昭和46年)の改正
第68条 法律第178号(昭和46年)の改正	第68条 令第178号(昭和46年)の改正
第69条 法律第179号(昭和46年)の改正	第69条 令第179号(昭和46年)の改正
第70条 法律第180号(昭和46年)の改正	第70条 令第180号(昭和46年)の改正
第71条 法律第181号(昭和46年)の改正	第71条 令第181号(昭和46年)の改正
第72条 法律第182号(昭和46年)の改正	第72条 令第182号(昭和46年)の改正
第73条 法律第183号(昭和46年)の改正	第73条 令第183号(昭和46年)の改正
第74条 法律第184号(昭和46年)の改正	第74条 令第184号(昭和46年)の改正
第75条 法律第185号(昭和46年)の改正	第75条 令第185号(昭和46年)の改正
第76条 法律第186号(昭和46年)の改正	第76条 令第186号(昭和46年)の改正
第77条 法律第187号(昭和46年)の改正	第77条 令第187号(昭和46年)の改正
第78条 法律第188号(昭和46年)の改正	第78条 令第188号(昭和46年)の改正
第79条 法律第189号(昭和46年)の改正	第79条 令第189号(昭和46年)の改正
第80条 法律第190号(昭和46年)の改正	第80条 令第190号(昭和46年)の改正
第81条 法律第191号(昭和46年)の改正	第81条 令第191号(昭和46年)の改正
第82条 法律第192号(昭和46年)の改正	第82条 令第192号(昭和46年)の改正
第83条 法律第193号(昭和46年)の改正	第83条 令第193号(昭和46年)の改正
第84条 法律第194号(昭和46年)の改正	第84条 令第194号(昭和46年)の改正
第85条 法律第195号(昭和46年)の改正	第85条 令第195号(昭和46年)の改正
第86条 法律第196号(昭和46年)の改正	第86条 令第196号(昭和46年)の改正
第87条 法律第197号(昭和46年)の改正	第87条 令第197号(昭和46年)の改正
第88条 法律第198号(昭和46年)の改正	第88条 令第198号(昭和46年)の改正
第89条 法律第199号(昭和46年)の改正	第89条 令第199号(昭和46年)の改正
第90条 法律第200号(昭和46年)の改正	第90条 令第200号(昭和46年)の改正

発行日：平成30年5月上旬(予定)
定価：4,644円(税込)